



平成 2 2 年 度  
宮前区全町内・自治会連合会総会  
議 案 書

日 時 平成 2 2 年 6 月 1 日 (火)  
午後 3 時 3 0 分～  
会 場 宮前区役所 4 階 大会議室

## 平成22年度 宮前区全町内・自治会連合会総会

### 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成21年度事業報告

(2) 第2号議案 平成21年度収支決算報告

会計監査報告

(3) 第3号議案 役員改選 (案)

(4) 第4号議案 平成22年度事業計画 (案)

(5) 第5号議案 平成22年度収支予算 (案)

5 川崎市自治功労賞受賞者に記念品の贈呈

6 退任会長に感謝状及び記念品の贈呈

7 そ の 他

8 閉会のことば

## 第 1 号議案

### 平成 2 1 年度事業報告

年 月 日	事業 (会議) 名	説 明
平成 2 1 年 5 月 2 7 日	役員会	会場：宮前区役所 4階 第2会議室 議題：平成 2 1 年度総会について
6 月 3 日	役員会	会場：宮前区役所 4階 第2会議室 議題：平成 2 1 年度総会運営について
	平成 2 1 年度総会	会場：宮前区役所 大会議室 議題：平成 2 0 年度事業報告 ：平成 2 0 年度収支決算報告他 ：会計監査報告 ：平成 2 1 年度事業計画 (案) ：平成 2 1 年度収支予算 (案) ：役員補選 (報告)
7 月 1 3 日	第 4 9 回 川崎市全町内会連合会 定期総会	会場：川崎市総合自治会館
8 月 2 5 日	川崎市全町内会連合会 役員・理事研修会	会場：てくのかわさき 2階 活動事例発表：高津区 発表者：高津区全町内会連合会 下作延第 1 町内会 佐藤 忠 会長 ほか テーマ：「高津区全町内会連合会の活動 について」 ほか 講演：「市政を語る」 講師：阿部 孝夫 川崎市長

年 月 日	事業（会議）名	説 明
9月25日	役員会	会場：宮前区役所 1階 会議室 議題：美化合同視察研修会について ：市内統一美化活動について ：第28回宮前区民祭について ：その他
11月 8日	第28回 宮前区民祭	会場：川崎市北部市場 駐車場 内容：パレード・各種出店・展示バザー
11月12日	美化合同視察研修会	視察先：東京電力(株)今市発電所ほか 栃木県今市市 参 加：42名
11月20日	第24回 川崎市全町内会大会	会場：川崎市総合自治会館 講演：「落語を聞いて悪徳商法に 勝とう！」 夢見亭わっぱ 表彰式：町内会・自治会長永年勤続功労 者表彰感謝状贈呈
平成22年 1月 9日	宮前区賀詞交換会	会場：宮前区役所 大会議室 42団体 参加者 161名
2月15日	第22回 川崎市自治功労賞 贈呈式	主 催：川崎市 会 場：川崎市総合自治会館 受賞者：川口 尊志 氏 (一の丸自治会)
3月26日	役員会	会場：宮前区役所 1階 会議室 議題：平成22年度総会について

<p>区町連 関連行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美化運動 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多摩川美化活動      平成21年 5月31日(日)</li> <li>(2) 市内統一美化活動    平成21年 9月27日(日)</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;"> モデル地区   宮前地区      野川町内会                    向丘地区      平日向自治会 </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各季全国交通安全運動への参加協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>春の交通安全運動          4月 6日～ 4月15日</li> <li>夏の交通安全運動          7月11日～ 7月20日</li> <li>秋の交通安全運動          9月21日～ 9月30日</li> <li>年末の交通事故防止運動    12月11日～12月20日</li> <li>各月街頭監視（毎月概ね2回）</li> </ul> </li> <li>○ 役員会及び全体会議は、必要に応じて随時開催する。</li> </ul>
---------------------	--

## 平成21年度 宮前区全町内・自治会連合会収支決算報告

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

収入金額 2,906,688 円

支出金額 2,296,953 円

差引金額 609,735 円

(残額は平成22年度へ繰越)

## 【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増△減	説明
会費	177,444	179,196	1,752	宮前地区連合町内会 122,478 40,826世帯 × 3円 向丘地区連合自治会 56,718 18,906世帯 × 3円
助成金	2,086,000	2,079,000	△ 7,000	市全町連活動助成金 1,476,000 市全町連研修活動助成金 553,000 市廃棄物減量指導員連絡協議会助成金 50,000
繰越金	648,134	648,134	0	前年度繰越金
雑収入	422	358	△ 64	預金利息
合計	2,912,000	2,906,688	△ 5,312	

## 【支出の部】

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増△減	説 明
助成金	1,736,000	1,729,000	7,000	宮前地区連合町内会 950,500
				向丘地区連合自治会 628,500
				美化運動実施宮前支部 100,000
				区廃棄物減量指導員連絡協議会 50,000
負担金	70,000	70,000	0	賀詞交換会 70,000
会議費	70,000	14,090	55,910	総会費 11,090
				役員会 3,000
研修費	350,000	150,050	199,950	美化合同視察研修会 76,050
				全町連他都市視察研修会 44,000
				全町連役員・理事研修会 20,000
				全町連市政懇談会 10,000
事務費	220,000	89,630	130,370	通信費 89,210
				振込手数料 420
渉外費	200,000	184,183	15,817	区民祭経費 99,183
				祝金、弔慰金等 85,000
報償費	100,000	60,000	40,000	自治功労者表彰記念品 10,000
				退任会長記念品 50,000
予備費	166,000	0	166,000	
合 計	2,912,000	2,296,953	615,047	

平成21年度収支決算報告

以上のとおり報告いたします。

会 計 柴 原 忠 男



---

平成21年度会計監査報告

平成21年度宮前区全町内・自治会連合会の収支決算について、  
諸帳票を監査した結果、適正と認められますので報告いたします。

平成22年 5月26日

監 事 竹 間 重 雄



監 事 角 田 勝 男



監 事 矢 澤 隆 之





## 役員改選（案）

役員名	平成22・23年度	
	氏名	所属
顧問		宮前区全町内・自治会連合会（前）会長
会長		宮前地区連合町内会 会長
副会長		向丘地区連合自治会 会長
		宮前地区連合町内会 副会長
		向丘地区連合自治会 副会長
会計		宮前地区連合町内会 副会長
監事		向丘地区連合自治会 副会長
		宮前地区連合町内会 副会長
		向丘地区連合自治会 副会長
理事		宮前地区連合町内会 会計
		向丘地区連合自治会 会計
		宮前地区連合町内会 監査
		向丘地区連合自治会 会計監査
		宮前地区連合町内会 監査
		向丘地区連合自治会 会計監査

(役員任期)

第 条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

8 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4号議案

### 平成22年度事業計画

年 月 日	事業（会議）名	説 明
平成22年 5月26日	役員会	会場：宮前区役所 4階 第2会議室 議題：平成22年度総会について
6月 1日	役員会	会場：宮前区役所 4階 第2会議室 議題：平成22年度総会運営について
	平成22年度総会	会場：宮前区役所 大会議室 議題：平成21年度事業報告 ：平成21年度収支決算報告他 ：会計監査報告 ：役員改選（案） ：平成22年度事業計画（案） ：平成22年度収支予算（案）
7月20日	第50回 川崎市全町内会連合会 定期総会	会場：川崎市総合自治会館
8月26日	川崎市全町内会連合会 役員・理事研修会	活動事例発表：宮前区 講演・講師：未定
9月 日	役員会	会場：宮前区役所 会議室 議題：美化合同視察研修会について ：市内統一美化活動について ：第29回宮前区民祭について

年 月 日	事業（会議）名	説 明
10月 日	第29回 宮前区民祭	会場：川崎市北部市場 駐車場 内容：パレード・各種出店・展示バザー
11月19日	第25回 川崎市全町内会大会	会場：川崎市総合自治会館
11月 日	美化合同視察研修会	視察先：未定
平成23年 1月 日	宮前区賀詞交換会	会場：宮前区役所 大会議室
3月 日	役員会	会場：宮前区役所 会議室 議題：平成23年度総会について
区町連 関連行事	<p>○ 美化運動</p> <p>(1) 多摩川美化活動 平成22年6月 6日(日)</p> <p>(2) 市内統一美化活動 平成22年9月26日(日)</p> <p>モデル地区 宮前地区 野川台自治会 向丘地区 稗原自治会</p> <p>○ 各季全国交通安全運動への参加協力</p> <p>春の交通安全運動 4月 6日～ 4月15日</p> <p>夏の交通安全運動 7月11日～ 7月20日</p> <p>秋の交通安全運動 9月21日～ 9月30日</p> <p>年末の交通事故防止運動 12月11日～12月20日</p> <p>各月街頭監視（毎月概ね2回）</p> <p>○ 役員会及び全体会議は、必要に応じて随時開催する。</p>	

## 平成22年度 宮前区全町内・自治会連合会収支予算

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

収入予算額 2,868,000 円

支出予算額 2,868,000 円

## 【収入の部】

(単位：円)

科 目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増△減	説 明
会 費	179,196	177,444	1,752	宮前地区連合町内会 122,478 40,826世帯 × 3円 向丘地区連合自治会 56,718 18,906世帯 × 3円
助成金	2,079,000	2,086,000	△ 7,000	市全町連活動助成金 1,476,000 市全町連研修活動助成金 553,000 市廃棄物減量指導員連絡協議会助成金 50,000
繰越金	609,735	648,134	△ 38,399	前年度繰越金
雑収入	69	422	△ 353	預金利息
合 計	2,868,000	2,912,000	△ 44,000	

## 【支出の部】

(単位：円)

科 目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増△減	説 明
助成金	1,729,000	1,736,000	△ 7,000	宮前地区連合町内会 950,500 向丘地区連合自治会 628,500 美化運動実施宮前支部 100,000 区廃棄物減量指導員連絡協議会 50,000
負担金	70,000	70,000	0	賀詞交換会
会議費	70,000	70,000	0	総会費 50,000 役員会 20,000
研修費	350,000	350,000	0	美化合同視察研修会 200,000 全町連関係研修費 150,000
事務費	220,000	220,000	0	通信費 100,000 印刷費 70,000 消耗品費 50,000
渉外費	200,000	200,000	0	区民祭経費・慶弔費
報償費	100,000	100,000	0	自治功労者表彰記念品 退任会長記念品
予備費	129,000	166,000	△ 37,000	
合 計	2,868,000	2,912,000	△ 44,000	

## 宮前区全町内・自治会連合会規約

### (名称)

第1条 この会は、宮前区全町内・自治会連合会と称する。

### (事務局)

第2条 この会の事務局を宮前区役所内に置く。

### (構成)

第3条 この会は、宮前区役所管内の各地区の町内・自治会長を会員として構成する。

### (目的)

第4条 この会は、連合町内・自治会の連絡協調を密にし、区内の繁栄を図ることを目的とする。

### (事業)

第5条 この会の事業は、次のとおりとする。

- 1 地区連合町内・自治会の活動の情報を相互に交換しあい、その効率的運用について研究を行うこと。
- 2 区内の福祉増進のため必要なことについて連絡協議を行うこと。
- 3 地区連合町内・自治会の使命の達成と円滑な市政の協力につき協議・研究を行うこと。
- 4 その他必要な事業。

### (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監事 3名
  - (5) 理事 6名 (各地区より3名)
- 2 会長は、この会を代表し会務を処理すると共に総会並びに会議の議長となる。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
  - 4 会計は、会計を掌握する。
  - 5 監事は、会計を監査する。
  - 6 会長その他の役員は、会員の互選による。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 この会の会議は総会・臨時総会・役員会とし、次のとおりとする。

- (1) 総会は、毎年1回会長が招集する。
- (2) 会長は、必要に応じ、役員会及び臨時総会を招集することができる。
- (3) 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議決は、その過半数の同意を得なければならない。
- (4) 総会は、この会の予算及び決算の承認・会則の変更・運営その他の必要事項を審議する。

(経費)

第10条 この会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 会 費
- (2) 寄 附 金
- (3) その他の収入

(会費)

第11条 この会の会費は、総会にて決定する。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日までとする。

付 則

この規約は、昭和57年4月21日より施行する。

付 則

この規約は、平成7年4月1日より施行する。